

今月の



## 隣に伝えたい 新たな言葉と概念

### 【身体的拘束】

英 physical restraints

和 身体的拘束

同 身体拘束, 拘束, 抑制

#### 〈解説〉

身体的拘束は、精神科病棟、精神科以外の病棟および介護保険法の規定に基づく指定居宅サービスにおいて行われている。「身体的拘束」は法律用語である。

精神科では、「精神保健福祉法」と略されている精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年五月一日法律第百二十三号）第36条第2項、昭和63年厚生省告示第129号、第130号に「身体的拘束」について記載されている。(1)基本的な考え方：身体的拘束とは、1)精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない行動の制限である。2)衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。3)制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限である。4)できる限り早期に他の方法に切替えるよう努めなければならない。5)当該患者の生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことに重点を置いた精神保健指定医の判断に基づく行動の制限である。6)決して制裁や懲罰あるいはみせしめの為に行われるようなことはあってはならない。7)身体的拘束を行う場合は、身体的拘束を行う目的のために特別に配慮して作られた衣類又は綿入り帯等を使用するものとし、手錠等の刑具類や他の目的に使用される紐、繩その他の物は使用してはならない。(2)身体的拘束の対象となる患者（昭和63年厚生省告示第130号）：身体的拘束の対象となる患者は、主として次のような場合に該当すると認められる場合であり、身体的拘束以外によい代替方法がない場合において、やむを得ず行われるものであること。1)自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合。2)多動又は不穏が顕著である場合。3)1又は2のほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合。

精神科以外の病棟における身体的拘束について定めた法律はない。従って、精神科以外の病棟では、精神保健指定医であっても身体的拘束の指示を出す法的根拠はない。

介護の分野では、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号）に「身体的拘束」について記載されている。“第百二十八条の4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。第百二十八条の5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない”以下、第百四十六条4と5では指定短期入所療養介護事業者、第百五十五条の6 6と7ではユニット型指定短期入所療養介護事業者、第百八十三条 4と5では指定特定施設入居者生活介護事業者が、それぞれ「身体的拘束」に関して遵守るべきこととして第百二十八条の4と5同様に記載されている。つまり、介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、これを「身体的拘束等」と表現している。

「身体的拘束」は法律用語であるのに、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」が発行した“身体拘束ゼロへの手引き・高齢者ケアに関わるすべての人に（2001年3月）”では、「身体拘束」と表記されたのである。

(国立国際医療研究センター国府台病院 榎本哲郎) 本誌455pに記載